

PTA共済たより

平成28年11月15日

(一般財団法人) 熊本県PTA教育振興財団

発行責任者 曽我 邦彦

〒860-0842 熊本市中央区南千反畠町3-7

(熊本県総合福祉センター4F)

平成28年熊本地震に寄せて

理事長 曽我邦彦

新しい年度が始まってすぐの4月14日、16日に「震度7が2回」という日本で初めての激しい揺れを経験し、県内多くの皆様の生活が一変しました。被災された皆様には心からお見舞い申し上げます。

また、残念ながら保護者の方も1名亡くなられました。慎んでご冥福をお祈り申し上げます。

多くの学校で避難者を受け入れ、学校の先生方、PTAの方など、自らも被災者でありながら復興支援のボランティアに身を置かざるを得なくなり、心も体も極限状態であったと聞いております。しかし、そのような皆様の献身的な行動があったからこそ、現在の状況まで復旧し、未曾有の災害から立ち上がる一歩を踏み出せているのであろうと思っております。本当にありがとうございます。

PTA共済といたしましても、今回の地震を受けて加入者の皆様に何か支援が出来ないかと論議し、皆様ご存じのように大きな被害に遭われた方の本年度の共済掛け金を免除させていただくことにいたしました。基準はすでにご通知させていただいておりますが、多くの学校から申し出があり支援金額

は現時点でも約2000万円にのぼります。今後もできる限りの支援を考えて参りたいと思います。

今回の地震では私自身も西原村の自宅が被災し、5月4日まで体育館生活をいたしました。水道の復旧は1ヶ月後という中で多くの学びをいたしました。学校は5月11日まで休校し、体育館は7月まで避難施設でした。

西原村の山西小学校体育館の避難翌日の様子の写真を載せました。地域ごとに教室などを使用させていただいたので、体育館が満杯とはなりませんでしたが、一人のスペースは布団1枚分でした。トイレの水は避難したみんなで協力し、池の水を運んで使用していました。

学校を核にしたPTA活動を行った者として、地域の核は学校であることを再確認しましたし、みんなで助け合うことで復興に向けた心も芽生え、明るさも増す事も実感しました。

さらに、3日で支援物資が到着し始め、各県からの支援職員も来られ「支援」のありがたさも初めて知りました。30日後になってやっと水道が使えるようになり自宅に戻る事が出来ました。自宅で生活すること、何でもない日常のありがたさを感じられたのは、県民の皆さん共通の思いであったのではないでしょうか。

多くの人の助け、支援で明日に向かう力を得たように思います。また、学校に子どもたちの笑顔が戻ったとき、人の笑顔はまさに災害を乗り越える、その原点はまさしく子供たちの笑顔だと感じました。

子どもたちが、安心して学校生活を送れるように、そしてPTAがその支援活動を安心して出来るように、私どもの共済の役割を見つめ直し、さらに全国に誇れるPTA共済を作り上げて参ります。今後ともご理解いただきこの制度をご活用いただければ幸いです。



熊本地震に伴う平成28年度共済掛け金の免除について

本共済加入者で、4月14日以降の熊本地震により自宅が全壊、大規模半壊、半壊である場合（罹災証明のあるもの）は、平成28年度加入にかかる共済掛け金が免除になります。児童生徒・PTA会員（保護者、教職員）である加入者が対象となります。該当の方で免除をご希望の場合は、平成29年1月末までに財団に届くよう、共済契約者（単位PTA）を通じてお申し出ください。すでに本年度掛け金の支払をお済ませの方も、この期日までに手続きができれば、当該掛け金を返還いたします。なお、罹災証明書は各単位PTAでご確認くだされば、財団への提出は必要ありません。

熊本地震による 共済掛金全体免除(単位PTA)の状況

(平成28年9月30日現在)

地域等	市町村	学校別	全体免除 契約者数 単位PTA
上益城	御船町	小学校	6
		中学校	1
	益城町	小学校	5
		中学校	2
	甲佐町	小学校	2
		中学校	1
阿蘇	嘉島町	小学校	2
		中学校	1
	産山村	小学校	1
		中学校	0
	南阿蘇村	小学校	2
		中学校	1
宇城	西原村	小学校	2
		中学校	1
	阿蘇市	小学校	1
		中学校	1
	宇城市	小学校	6
		中学校	2
菊池	菊陽町	小学校	1
		中学校	0
熊本市	熊本市	小学校	13
		中学校	7
私立	熊本市	中学校	1
支援学校	熊本市	小中学部	2
県立高校	一	高 校	5
私立高校	一	高 校	2
支援学校	熊本市	高等部	2
計			70

熊本地震により自宅が半壊、大規模半壊、全壊となった加入者（児童生徒、PTA会員）の方々は、本年度の共済掛金が免除となります。（罹災証明が必要です）また、共済契約者（単位PTA）において、加入者の約1割以上の方がこの状況である場合は、加入者全体の掛金が免除となります（左記）。個別対応もしていますので、該当の方は共済契約者（単位PTA）を通じてお申し出ください。本年度9月末までに個別に掛金免除申請がなされた数は下記のとおりです（左記の全体免除を除く）。

平成28年度共済期間内に発生した事故等は、加入手続きが完了しない時点でも、まず事故発生から1か月以内に被災者の医療機関受診と事故報告をお願いいたします。加入手続き完了後に、給付申請や審査等が実施されます。

平成29年度以降についても被災者の方々の掛金減免を検討しています。

コース	学校別	免除 加入者数	免除 教職員数
P災	小学校	696	40
	中学校	314	22
	高校等	787	33
	支援学校	26	8
安互	小学校	511	—
	中学校	299	—
	高校等	705	—
	支援学校	25	—



震災後の事務局の様子

熊本県PTA共済・平成28年度の加入状況

(平成28年9月30日現在)

P災 コース	団体	加入数	加入率
	小学校	91,439	98.5%
	中学校	47,135	99.7%
	高校・高専・支援	53,193	98.7%
	特別団体	189	—
	教職員・指導者	17,371	—
	計	209,327	

安互 コース	学校	加入数	加入率
	小・中学校	107,460	98.8%
P TA 会員 (保護者)	高校・高専	30,102	94.4%
準会員 活動の 指導者 支援者	私立中学・高校	10,457	60.9%
	特別支援学校	1,722	96.2%
	準会員・指導者等	1,917	—
	計	151,658	

熊本県PTA共済・平成27年度の加入状況

(平成28年3月31日現在)

P災 コース 児童 生徒 教職員 指導者 特別団体	団体	加入数	加入率	安互 コース PTA 会員 (保護者) 準会員 活動の 指導者 支援者	学校	加入数	加入率
	小学校	96,062	98.1%		小・中学校	113,108	98.2%
	中学校	50,439	98.5%		公立高校	30,901	99.0%
	高校・高専・支援	51,879	97.4%		私立中学・高校	11,323	62.0%
	特別団体*	191	—		特別支援学校	1,690	97.5%
	教職員・指導者	18,193	—		準会員・指導者等	1,906	—
	計	216,764			計	158,928	

*特別団体：地域のボランティアが組織を作り、児童生徒を対象に、スポーツ活動をしているもの
(総合型地域スポーツ、NPO・営利団体によるものは除外)

共済金の給付状況

< P 災 コース 給付件数 >

平成28年3月31日現在

件	死亡	後遺障害	交通事故	負傷
24年度分	0	1	1	6
25年度分	0	9	11	71
26年度分	0	4	55	36
27年度分	1	1	90	70
計	1	15	157	183

< 安互コース 給付件数 >

平成28年3月31日現在

件	死亡	後遺障害	交通事故	負傷
25年度分	0	0	0	14
26年度分	0	0	2	30
27年度分	0	0	10	75
計	0	0	12	119

事故の発生状況

« P 災 コース の 事故 »

平成27年度の報告数は571件で、そのうち学校管理下（授業、休み時間、掃除時間、登下校）231件、部活動関連の活動中（PTA会長承認の練習や試合参加を含む）78件、交通事故166件でした。給付件数は356件、うち歯科外傷105件（ほとんどが学校管理下の事故）、交通事故157件（高校・高専生の自転車・バイクによる通学中110件）となっています。

< P 災 コース 給付状況 >

平成28年3月31日現在

共済金種別	件数	給付額
死亡	1	6,000,000
後遺障害	15	11,840,000
交通事故	157	5,090,000
負傷	183	16,489,000
計	356	39,419,000

< 安互コース 給付状況 >

平成28年3月31日現在

共済金種別	件数	給付額
死亡	0	0
後遺障害	0	0
交通事故	12	400,000
負傷	119	8,150,000
計	131	8,550,000

« 安互コース の 事故 »

平成27年度の報告数は162件、ミニバレー等の球技中の負傷が54%、運動会・体育大会関連が14%でした。給付件数は131件、そのうちアキレス腱断裂15件、骨折・脱臼29件、靭帯・筋・腱損傷41件で給付最高額の30万円になる大きな負傷が増加する傾向にあります。このような事故では治療期間も長期になります。事故防止のために、日ごろの運動習慣や活動時の準備運動、救急の対応に努めましょう。

高校生の登下校中の交通事故、学校管理下の歯のけがが減りません。
朝は時間に余裕をもって、交通ルールを守って登校しましょう。

事故の内容を見ると、学校管理下での歯科外傷と交通事故が減りません。特に高校生の登下校中の自転車やバイク乗車中の事故が大部分を占めています。交差点では常に左右の安全確認をし、無理な横断を避けるようにご指導ください。また歯科外傷は登下校時の転倒、部活動中の衝突が目立ちます。

安互コースでは、負傷共済金の最高給付額（30万円）を給付する大きな事故が微増しています。活動時の安全確保と事故発生時の適切な処置、速やかな医療機関受診をお願いいたします。

共済掛金等収入と共済給付

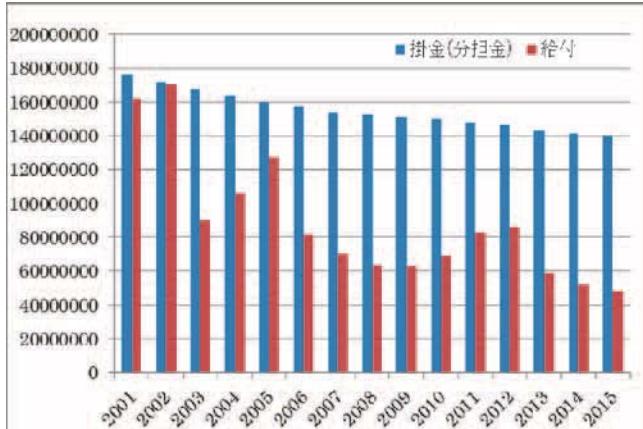
＜平成27年度財団収入＞

共済掛金収入（純掛金+付加掛金）133,356,649円、事務運営費収入（掛金と同時に集金し、法人会計に入れるもの）7,114,031円、財産等運用収益（利息）1,295,686円、収入合計は140,470,680円でした。平成26年度の141,658,910円に比べると、1,188,230円の減収となりました。

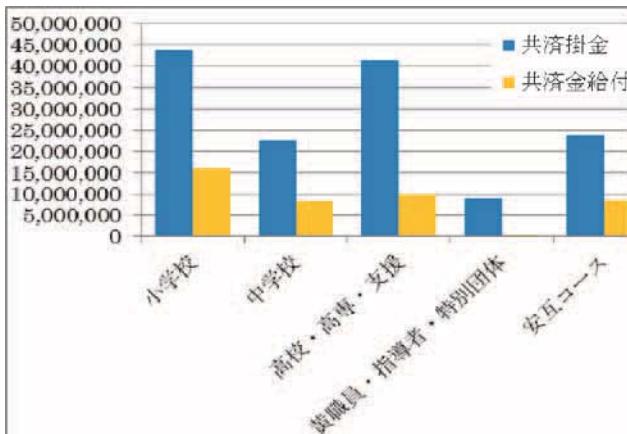
＜平成27年度中に支払われた共済金＞

平成24年度～26年度に発生した事故等の見舞金・共済金1,895,000円を含み計47,969,000円でした。給付総額は平成26年度の51,704,800円より減少しています。この10年間は給付総額が8000万円程度まであるため、共済運営に支障をきたすことなく経過しています。

《共済掛金収入と給付の変遷》



《共済掛金と給付の分布》



平成28年度第1回・第2回理事会 第1回評議員会が開催されました

平成28年6月2日（木）に第1回理事会、6月22日（水）に第1回評議員会、引き続き第2回理事会が開催されました。理事会では、本財団の平成27年度の事業報告、決算および監査報告がされ、いずれも承認されました。さらに熊本県PTA共済施行細則の改正、共済審査委員会委員について審議決定されました。評議員会では、理事会で承認を受けた事項について報告され、さらに平成27年度決算の承認、共済規程の改正、理事、監事、評議員選任について審議され、いずれも可決されました。

《平成28年度評議員》

NO	役職	氏名	任期
1	評議員	赤星 政徳	～平成31年度
2	評議員	中村 慶治	～平成31年度
3	評議員	八十田 宏	～平成31年度
4	評議員	池邊 利昭	～平成31年度
5	評議員	細野 英彦	～平成31年度
6	評議員	緒方 明治	～平成31年度
7	評議員	長船 法文	～平成31年度
8	評議員	坂本 隆生	～平成31年度
9	評議員	平田 浩一	～平成31年度

《平成28年度理事（役職等）》

NO	役員	氏名
1	理事（理事長・学識経験者）	曾我 邦彦
2	理事（常務理事・学識経験者）	大久保 了
3	理事（常務理事・学識経験者）	森 徳和
4	理事（常務理事・学識経験者）	片渕美和子
5	理事（常務理事・学識経験者）	吉村圭四郎
6	理事（学識経験者）	田上 明仁
7	理事（公立高等学校校長会）	川上 修治
8	理事（公立高等学校PTA連合会）	川部 幸博
9	理事（小中学校校長会）	中村 貞二
10	理事（私立中学高等学校協会）	甲斐 正哉
11	理事（熊本県教育庁）	西村 浩二
12	理事（熊本市教育委員会）	川上 哲也
13	理事（熊本県PTA連合会）	村崎 一英
14	理事（熊本市PTA協議会）	松島雄一郎
1	監事（元PTA関係、任期2年）	尾上 高士
2	監事（元学校関係、任期4年）	角居 恭一
3	監事（元PTA関係、任期4年）	緒方 玲子

共済事業報告

《PTA諸団体への広報活動支援》

PTA諸団体の事故防止啓発活動、広報活動については共済事業の一環として支援をしています。

県PTA連合会	400,000円
熊本市PTA協議会	300,000円
県公立高校PTA連合会	300,000円
各郡市PTA団体	1,000,000円
共済説明会	987,000円

《救命救急パンフレットの配布》

AED使用の啓発のために、各学校の新入生対象に救命救急法のパンフレットを配布しています。ご家庭でも、緊急時にお役立てください。

(57,000枚作成、1,030,968円)

《AEDパッド交換》

AEDのパッドの使用期限が来たため、各学校にお預けしてあるパッドを交換しました。

(4,718,520円)

《共済たよりの発行、ホームページ管理》

本財団はご加入の皆様の掛金で運営されています。財団の事業についてのご報告、共済の加入状況や給付状況、共済についてのお知らせ・Q&Aなどについて、ご加入の皆様にお届けしています。ホームページでは、共済の約款や申請の各種様式などを掲載していますので、ご加入や事故の発生時・給付申請時にはご利用いただけるようになっています。

(1,497,940円)

《子ども見守り支援》

小学校区単位の「子ども見守り支援事業」については、県下の小学校のすべて369校に対して、それぞれ3万円を上限とし、総額10,946,888円の支援を行いました。共済にご加入いただいている学校へも支援は行われています。

学校安全対策支援

熊本県教育委員会指定の学校へ支援しました。

津奈木町立津奈木中学校	100,000円
八代市立坂本中学校	100,000円
県立熊本農業高等学校	100,000円

体力作り実践研究支援

熊本県・熊本市教育委員会指定の学校への支援です。

玉東町立木葉小学校	100,000円
大津町立大津中学校	100,000円
県立人吉高等学校	100,000円
西原村立河原小学校	100,000円
熊本市立河内中学校	100,000円

公益目的事業

共済事業に含まない公益目的事業として、県の認定を受けた下記の事業に助成をしています。それぞれの団体が主催する大会等の参加者の安全確保のために使われています。

県小学校体育連盟助成	1,000,000円
県中学校体育連盟助成	2,000,000円
県高等学校体育連盟助成	1,000,000円
熊本県PTA連合会助成	1,600,000円
県性教育研究会九州大会助成	300,000円
スペシャルオリンピックス	100,000円
熊本助成	
熊本県学校保健会助成	300,000円
熊本市退職校長会助成	100,000円

《障がいのある子どもたちの読書活動支援事業》

特別支援学校における読書環境の充実に向け、応募のあった次の20校に、計877,537円の助成をしました。

熊本聴学校、盲学校、荒尾支援学校、菊池支援学校、黒石原支援学校、小国支援学校、松橋支援学校、芦北支援学校、球磨支援学校、天草支援学校、苓北支援学校、松橋西支援学校、松橋東支援学校、ひのくに高等支援学校、かがやきの森支援学校、かがやきの森支援学校分教室、熊本大学教育学部附属特別支援学校、熊本支援学校、大津支援学校、八代支援学校



学校安全対策事業（坂本中学校の様子）

AEDのご使用について

財団には複数のAEDを常備しています。大規模なスポーツ大会等の開催時には、申請により大会開催期間中に無料で貸し出しをしています。

AEDのパッドはいったんシールをはがすとその後は全く使用できません。救命救急講習会などの際には、新しいパッドのシールは絶対にはがさないよう、ご注意ください。

PTA共済・平成28年度からの変更

PTA活動のうち、他団体等との共催である事業について、以下の要件を満たせば当該事業に参加する加入者は、共催の適用を受けることができるようになりました。

*事業の企画・運営全般についてPTAが参画していること（担当者が必ず参加する）

*必要経費がある場合、その負担をしていること

*準備や活動中の安全管理について、PTAが責任を負うこと（PTA年間計画に入っている）

*加入者（児童生徒、PTA会員）に対して、PTA会長から活動の案内をすること（必須）

<例え>

地域清掃活動、地域スポーツ活動、地域の交流活動、自治会との共催、青少年健全育成協議会との共催、など

《平成29年度のご加入申込について》

これまで共済契約者の皆様には、次の共済期間の開始前に共済ご加入の申し込みをしていただいておりましたが、本年度より年度末よりも早い時期に「次期共済加入予定の意思表示」をいただくことになりました。

平成30年度以降のご加入については、前年度の加入申込書に「次年度の加入についての確認」の欄を設け、ここに加入予定についてご記入いただくことにより、加入（予定）の申し込みにします。11月中にご連絡いたしますので、共済契約者（単位PTA等）の皆様には、ご検討・ご回答をお願いいたします。

共済 Q & A

Q : PTA活動中の事故は、どの範囲までが適用になりますか？

A : PTA活動のうちPTAが主催するものは、

PTA会員や所属学校の児童生徒など参加者のうち共済加入者はすべて共済の適用を受けることができます。活動中に加え、その準備中、活動のための往復中の事故が対象となります。これらの活動の指導や支援にあたる方も、活動前に安互コースに加入することにより、適用を受けることができます。

共済制度は、加入者にのみ適用されるため、非加入者の参加も認められているような場合は、その点をご確認の上、参加者に周知してください。

*PTA会員の活動の際に、児童生徒が参加（応援を含む）することについては、案内文書や実施要項に「児童生徒の参加や応援は可能」であることが明記されていれば、活動中の児童生徒の事故（開催場所にいる間に限る）についても共済の適用を受けることができます。ただし、同一学校に所属する加入者に限り、未就学児や兄弟姉妹であっても他の学校に在籍している場合は、対象とはなりません。

*地域自治会などとの共催で、PTA組織として企画運営に参画し、PTAの年間計画に入っていて、かつPTA会長名（単記）で会員や児童生徒等に案内された場合は、活動に参加する共済加入者（児童生徒、PTA会員）はすべてPTA主催の場合と同様に本共済の適用を受けることができます。（平成28年度からの変更点）



<事務局へのご連絡はこちらから>

事務局では、共済契約者（単位PTA）の皆様からの加入申し込み、事故報告、給付請求、各種ご連絡・ご質問をお受けしています。

平日（月曜～金曜）、9時～17時

（年末年始は休業）

0800-200-5553

（携帯電話からも使える通話無料の電話）

*通常電話、FAXでのご連絡も受け付けています。

電話： 096-278-8811

FAX： 096-223-7117

*ホームページもご利用ください。

<http://www.kumamoto-psai.net/>

事務局長：松田正二郎

事務局員：P災コース担当：梶原 美鈴、

安互コース担当：川下佳津恵、

パート職員2名

<事務局長より>

4月から事務局長として勤務しております松田です。どうぞよろしくお願いいたします。

3月まで38年間小中学校で教壇に立ち、PTAの皆様とともに子どもたちのために励んでまいりました。事務局長に就任して以来、これまで知っていたつもりのPTA共済が、「こんなに子どもたちや保護者・学校のためを考えながら運営されているんだ」ということに感動しつつ日々を過ごしております。

もっと多くの皆さんに知っていたいただき、みんなでよりよいものにしていきたい。そんな想いを胸に努めてまいります。

